農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農作業に使用する軽油は、免税証の交付を受けることにより軽油引取税が免税になります。平成20年分の 免税証の交付申請書を以下のとおり受付します。

受付日時と場所

- < 南河内地区 > 2月 4日(月)~ 5日(火) 南河内庁舎 別館会議室(プレハブ)
- <国分寺地区> 2月 7日(木) 保健福祉センター ゆうゆう館
- <石橋地区> 2月13日(水)~14日(木) 石橋公民館

時間は、午前の部が9時30分~11時50分、午後の部が1時~3時30分です。

申請の際に持参するもの

個人で交付申請する場合		共同で交付申請する場合	
継続の場合	新規及び使用者証書換えの場合	継続の場合	新規及び使用者証書換えの場合
免税軽油使用者証	耕作証明書	免税軽油使用者証	全員の耕作証明書
印鑑	免税軽油使用者証	全員の印鑑	免税軽油使用者証
耕作証明書(耕作面	手数料 420 円	全員の耕作証明書(手数料 420 円
積が変わった場合)	印鑑	耕作面積が変わった場	全員の印鑑
免税軽油の引取り等に	免税軽油の引取り等に	合)	全員の免税軽油の引取
係る報告書(他に納品	係る報告書(他に納品	全員の免税軽油の引取	り等に係る報告書(他
書又は領収書。写し可)	書又は領収書。写し可)	り等に係る報告書(他	に納品書又は領収書。
	上記 及び は新規の	に納品書又は領収書。	写し可)
	方は必要ありません。	写し可)	上記 及び は新規の
			方は必要ありません。

免税軽油使用者証に登録されている使用機械に変更 (入替え、新規購入等)がある場合は、「メーカー名」、「型式」、「馬力」を控えのうえ、申請してください。

今回初めて申請される方についても上記同様、使用機械のメーカー名等を控えて申請してください。 共同交付申請で継続の場合であっても使用者が追加になる場合には、新規扱いとなります。 新規申請及び交付数量の増を希望される方は、後日交付となります。

問い合わせ先

栃木県税事務所 免税軽油担当 ☎0282-23-3416 下野市農業委員会 ☎48-2116

入札参加資格申請(追加)受付のご案内

平成20年度に下野市が行う競争入札・見積に参加しようとする方は、次の事項を確認のうえ、必要書類を提出してください。なお、平成19年・20年度分として申請済みの方は、改めて申請する必要はありません。

入札参加資格とは

下野市が実施する競争入札に参加する際に必要となる資格で、地方自治法等により定められているものです。下野市が行う入札に参加するには、あらかじめ入札参加資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されていなければなりません。

なお、本市においては、随意契約による場合も競争入札の例に準じて取り扱いをしており、原則、入 札参加資格者名簿に登録されていることが条件となります。

追加受付業種

建設工事(建設業法第2条第1項に該当する工事 28業種)

測量・建設コンサルタント

物品・役務の提供(食料品は除く)

測量及び建設コンサルタント等業務以外の委託業務の入札等に参加を希望する方は、「役務の提供」で申請してください。 【例】環境調査業務・草刈等業務

申請方法 郵送(郵便書留・消印有効) 市内業者は持参可

申請期間 【建設工事、コンサルタント】 1月25日(金)~2月8日(金)

【物品・役務】 2月12日(火)~2月29日(金) いずれの業種とも、土曜・日曜・祝日は除く

提出先 管財課(国分寺庁舎2階)

持参の場合の受付時間(市内業者) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

資格要件・提出書類

資格要件・提出書類については、「入札参加資格審査申請書記載要領」のとおりです。

申請書様式は、下野市独自様式(指定様式以外不可)とします。

記載要領及び様式については、管財課窓口で配付するほか、市ホームページよりダウンロードすることができます。

管財課 ☎40-5553

問い合わせ先

有効期限 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(1年間)